

## 前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成17年11月8日(火)午後1時30分～3時00分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所中会議室
- 3 出席者(五十音順)

(委員)

青木公夫委員, 五十嵐甫委員, 家坂清子委員, 関根正喜委員, 武井豊委員,  
田崎美津江委員, 中村喜美郎委員, 樋口隆明委員, 福岡右武委員, 光野純子  
委員, 武藤洋一委員, 安澤礼子委員, 山田謙治委員, 横島庄治委員

(以上14人)

(事務担当者)

栗田昭彦事務局長, 吉武雅人首席家裁調査官, 伊東静司首席書記官, 助川政  
浩総務課長

### 4 意見交換

テーマ「少年事件に関するもの一少年犯罪と裁判所のかかわり」に関し, 意見交換をした。

- 個人的に少年事件に触れたときに感じるのは, 父親の権威が失墜しているということが原点であると思っている。また, 教員の権威が低下していることもあるが, 担任の先生をほめてもらいたい。そうすれば子どもは先生を尊敬するし, 先生を好きになれば一生懸命勉強する。
- 「若者」の「ニート」をテーマとしたテレビ番組の中で, 子どもたちの様子を見ていると遊び感覚, ファッション感覚と非行というものが紙一重であり, 本当に格好だけでは分からなくなっているというのを実感した。話を聞いてみるとそれなりにしっかり考えているということがあって, いつ犯罪を起こしてしまうかもしれないけれども, ぎりぎりのところで食い止めるもの

があるのかと思い、今の大人たちの接し方が難しいと感じた。

- 日本では生まれてくる子のうちの半分は喜ばれ望まれているが、半分はできちゃったから仕方がないということである。とってもうれしかったという存在であるかどうかで出発点から大分違う。少子高齢化で産めばよいという方向に動かされているが、数があればよいというものではないと思う。性の問題を抱えている者が大勢おり、共通して言えるのは、口には出さないが、とても寂しそうであるということである。絶望的に寂しがっている子どもたちも多い。愛されていない、期待されていないということから、逆に大人たちには何も期待していないと言い切る子どもたちも多い。物質的には非常に豊かだが、子どもの心や人間関係が豊かだとは思えない。非常に寂しい環境である。
- いわゆる非行とかぐ犯とか問題児だとか言う前に、問題の発生が家庭の中で予見されている状態のときに国家は何もできないが、学校や地域社会にその力がないとすれば、その問題点についてはだれも解決しないで制度もなければ法律もなければ意識もないということになる。ブロークンウィンドウズ（割れ窓）理論というのがあるが、放置するという社会が、いかに根の深い問題を生じさせているかという証明にもなった。問題が小さな時にだれかが手を動かさなければ、社会問題となったときには、時既に遅しとなるということである。後は、強権発動とか事件化ということで最悪の状況となっていく。事前に手を打つという制度を全国に提案するということがあってもいいと思う。
- 日本PTAで子どもに見せたい番組、見せたくない番組についての調査を行っており、2年くらい前には保護者に対して、テレビを見て子どもにどうい影響があったかという調査を行った。その結果、保護者としても自分が一生懸命子どもに伝えようと話をしても、子どもがマスメディアに影響されていることの方がはるかに大きいということが分かった。

- 親の責任が余り問われていないと思う。少年非行等の問題を扱った機関が、原因を一番よく知っているので、予防のための情報を発信していくことが必要だと思う。
- 今年になって、犯罪少年の数は少し減っているが、14歳に満たない触法少年は増えてきている。低年齢化ということがうかがわれ、そうした中で、家庭教育の在り方、学校教育の在り方等を社会全体でもう少し系統立ててグレードアップを図っていかないと、これからが大変になると思う。いろいろな機関、ボランティアの方が少年非行防止、健全育成のためにさまざまな取組を行っているが、全国に向けて発信していただきたいと思う。
- 少年のおやし狩りのような事件、ホームレスの中年男性を年長少年が取り囲んで傷害致死事件を起こすような事件が各地で起こっている。そのようなことを考えると、大人と子どもというとらえ方から考えると子どもが大人に期待しないどころか敵対する関係までになっているのではないか。日本の親子関係、大人と子どもの関係、地域での大人と子どもとの関係を考えると、暗たんたる気持ちになることが多い。数的には、絶対的に多いというわけではないが、深刻さを実感しているので何とかしなければいけない。対策ということになれば、月並みではあるが、地域や社会や学校が、トータルな取組で、子どもは大事だ、社会にとっての宝だということに持っていくほかはないと思う。また、地域の足下から層の厚い対策をとれるようになれば、そこに大人が入って行ってネットワークが作られ、子どもを囲む層が厚くなっていくことが大事なことであると思う。
- 少年を取り巻く環境も随分変わってきているということが前提としてある。その原因として、個人的には情報、インターネットや携帯電話の情報がマイナスに作用していると思う。もう一つは、少年自身に将来のビジョンが持っていないことにある。そのような中で、犯罪をどう予防するかという点には非常に難しい問題がある。はっきりしているのは、家裁に来る事件について、

ここで少年にどう立ち向かうのか。更生させるとか、再犯をさせないとか、そういう意味での家裁の役割は、ものすごく大きいと思う。

- 家庭裁判所に来る少年たちはいろいろな問題を持っている。両親が子どものことを分かっていないという部分もある。全国の重大事件で出てくる一つの典型として、テレビゲームがある。普通の対人関係を持ってないような育ち方をしているのに、親が忙しくて、お金でテレビゲームを与え、放ったらかしにするような関係の中で育った子どもが、全国でいろいろ事件として出てきてるのではないかと感じている。万引きが当たり前というのは、小学生くらいからそのような感覚があるようである。規範意識の問題もあるが、悪いことだと子どもに言う大人もいない。
- 児童虐待としても、高齢者虐待にしてもそうだが、法律ができることによってその問題が解決しているわけではない。かつては家庭で、地域である程度は収まっており、法律を作らなければ収まらないということが、とてもその時代を受け止められない年代になってしまったと思う。一つはしかる人がいないと思う。普通の状態でしかることは必要だと思うし、規範が子どものころに身に付かないということだと思う。それを法律で罰せられるからというような考え方ということが、理解に苦しむところである。家裁としては、実際に犯罪を犯してしまった少年に対し、どこに問題点があるかを御存知だと思うので、それをいろいろな場面で、いろいろなところとネットワークを組んで、情報交換を行って、発信していくことが大切である。
- 家庭裁判所の審判では、保護処分という形で保護観察や少年院送致という検討をするが、そうでない場合であっても、もう手続が済んだから終了というのではなく、何らかの手立てをしようという立場にいる。社会貢献をするようなことを促してみたり、被害者を想定しておわびの手紙を書くよう促したりということもしている。ほとんどの場合に少年から反応があるので、あながち暗いことばかりではない。平成12年の改正法でも「保護者に対する措

置」というのが明文化され、家裁が保護者に対して指示できるようになったが、今までやってきたことが明示されたものである。その理念は少年院教育の中でも生きていて、いろいろな行事や機会に保護者に来ていただいて、少年に対する指導を理解してもらうとともに、保護者に対しても子どもの将来を受け入れるための助言をするというようなことは、保護観察でも少年院でもやっていることである。

- 法改正後、「被害者の意見聴取」という制度があり、申出があれば意見を聴くことになっている。申出があれば、認める理由がない場合以外は、必ず受けている。意見聴取の方法は、裁判官が審判期日に聴取する、裁判官が審判期日外に聴取する、家裁調査官に命令が出されて聴取する場合がある。
- 友の会では、交通講習等の際に、子どもの自己の責任ということをお話するときに、行政上の責任の他に被害者の痛みに対する責任について、講師の方が話しているが、なかなか分かってもらえない。やはり、知的に進んだ子どもであっても他人の気持ちを分かるということが大変難しいことなのだと思う。側にいる親や大人たちも分かっていないのではないかということを感じている。難しい問題であると思うし、規範だけで締め付けても改善されないのではないかと思っている。
- 被害者に対する観点がほとんど欠落している。自分に置き換えてみるよう促すと、そこで初めていけないことだったのだなと気付いたような顔をする。普段そういうことを考えるように言う人もいないし、考える必要もないのだなと思っている。今度の改正法で保護者に対する措置ということで、法律の明文が設けられたが、法律は変わっても保護者は変わっていない。
- 家庭教育とか学校教育とかについても述べたが、規範意識の低下というものが顕著である。警察では県の教育委員会と連携を取りながら、警察の女性補導員と学校の先生と一緒に親や子どもに対して規範意識を高める教育を行うような取組を行っている。また、万引きを防止するための管理者対策とい

うものにも取り組んでいる。

- 成年の刑事裁判については、弁護士と検察官の後ろ盾があるが、少年審判の場合には、検察官に当たる部分がなく、裁判官の心証にすべて任せているところが強くて、不幸な実態に対して懲罰的な裁判にはなっていないのではないか。今回の少年法の改正は、被害者に対する配慮というものを色濃く出されているとは思いますが、ほとんど解決になっていない。被害者から申入れがないからというのではなくて、私は、裁判官、家裁調査官から被害者を呼んで聞いてあげることが解決の一端になると思う。
- 家裁で審判をする際には、ほとんど必ず被害者に意見を聞いている。少年には、被害者がどう感じているか等についても伝え、自分がその立場ならどう考えるか等についても聞いている。改正法では、被害者から申出があったら、明らかな形で対応しなさいということが定められたものである。
- 成人の刑事裁判の仕組みに比べると、例えば、殺人事件の遺族が被告人に対する感情などを直接その当人に向かって、また少なくとも同じ場でそれらに言うということで、かなりの程度、遺族の方は多少は和らぐということがないわけではないと聞いている。特に、少年により子どもを殺された親には、どうしても少年事件を逆送にして刑事事件にしてくれと言われることもあるようである。これは、少年審判のレベルで終わっては困るということを意味している。

以 上